

『毛詩正義』小雅「魚麗」篇譯注稿

——毛詩注疏 卷第九 九之四 魚麗——

田 中 和 夫

毛詩小雅 鄭氏箋 孔穎達疏

凡例

○《毛詩正義》本文は足利學校秘籍叢刊（汲古書院影印）《毛詩註疏》を底本とした。（簡稱、足利本）

○足利本の他、次の諸本を用いて校勘を行っている。異體字については必要と判断される場合にのみ注記し、原則的には校勘を行わない。

①宋 槧本《毛詩正義》（卷八至卷二四）東方文化叢書、影印本（簡稱、單疏本）

②元 中國國家圖書館藏《毛詩註疏》元刻明修本。日本靜嘉堂文庫所藏、及び中國國家圖書館藏本、「中華再造善本」

北京圖書館出版社影印を用いた。後者は前者のやや後刷りのようである。摩耗部分のある部分など、特に両者を確認した（簡稱、元刊本）。

③明 嘉靖年間刊《毛詩注疏》本（簡稱、閩本）

④明 萬曆十四年 北京國子監刊《十三經註疏》本（簡稱、監本）

⑤明 毛氏汲古閣刊《十三經注疏》本（簡稱、毛本）

⑥清 乾隆四年武英殿校刊、乾隆十三年重刻《十三經注疏》本（簡稱、殿本）

⑦清 文淵閣四庫全書《毛詩注疏》本（簡稱、全書本）

⑧清 嘉慶二十年南昌府學開雕阮元校勘《十三經注疏》本（簡稱、阮本）

⑨宋 宋人魏了翁《毛詩要義》、日本天理大學圖書館所藏宋淳祐十二年徽州刻本（『域外漢籍珍本文庫』、西南師範大學出版社・人民出版社影印。簡稱、徽州本）。

⑩唐以前 敦煌詩經卷子 倫敦藏斯「スタイン」二〇四九号『毛詩殘卷』（簡稱、斯『殘卷』二〇四九）

⑪唐以前 敦煌詩經卷子 巴黎藏伯「ペリオ」二五一四号『毛詩殘卷』・同二五七〇・同四九九四（簡稱、伯『殘卷』二五一四、等々）

『毛詩殘卷』は潘重規『敦煌詩經卷子研究論文集』（新亞研究所出版、一九六〇年九月刊）の写真版影印に由る。前者について、潘氏に「鈔寫不工、文多訛誤、如東山自我不見、作我不自見、…皆抄寫經文之顯誤。其他傳箋文字脫誤、尤不勝俚舉。然其勝處亦復不少」とされているように、誤写も多いが、参考にすべき部分もある。また、後者（二五一四）については、潘氏は「此卷與今本文字相異、有關經義、足資攷證者、略舉如次」として十二カ條挙例している（「天保」篇についての指摘はない）。毛傳・鄭箋について留意すべき部分が認められる。

なお、『敦煌經部文獻合集』（中華書局刊）第二冊「群經類詩經之部」は参考にするに止めた。原文の写真版のないのが惜しまれる。

文章の意味を取る上で必要と思われる部分は適宜括弧をつけて内容を補った。

魚麗、美萬物盛多、能備禮也。文武以天保以上治内、采薇以下治外。始於憂勤（校上）終於逸樂。故美萬物盛多、可以告於神明矣。

魚麗は万物盛多にして能く礼を備ふるを美む。文武は天保以上を以て内を治め、采薇以下もて外を治む。憂勤に始まり、逸樂に終ふ。故に万物盛多にして以て神明に告ぐる可きを美む。

校正 (一) 憂勤 伯四九九四、「勤憂」に作る。

「魚麗」は(武王のとき)万物が盛んで多くあり、礼を執り行うのに不足なことがないことを讚美した詩である。文王武王は「天保」より上の詩篇[鹿鳴・四牡・皇皇者華・常棣・伐木・天保]を用いて諸夏を治め、「采薇」以下の詩篇[采薇・出車・杕杜]を用いて朝廷の外、夷狄を治めた。憂勤[辛苦の勤め]に始まり、逸樂[世を謳歌する]で締めくくっている。万物が豊かに盛んになり、神明に告げることができるようになったことを言祝いだものである。

(鄭箋) 内謂諸夏也。外謂夷狄也。告於神明者於祭祀而歌之。

鄭箋：内とは諸夏をいう。外とは夷狄をいう。「神明に告げる」とは祭祀に於いてこれらの詩を歌うことをいう。

○魚麗六章上三章、章四句、下三章、章二句、至神明矣。

○正義曰、作魚麗詩者、美當時萬物盛多能備禮也。謂武王之時、天下萬物草木盛多、鳥獸五穀魚鼈皆得所、盛大而衆多、故能備禮也。禮以財爲用、須則有之、是能備禮也。又說所以得萬物盛多者、文王武王以天保以上六篇燕樂之事、以治内之諸夏、以采薇以下三篇征伐之事、治外之夷狄。文王以此九篇治其内外、是始於憂勤也。今武王承於文王治平之後、内外無事、是終於逸樂。由其逸樂、萬物滋生、故此篇承上九篇、美萬物盛多、可以告於神明也。文武並言者(校一)、以此篇武王詩之始、而武王因文王之業、欲見文治内外而憂勤、武承其後而逸樂、由是萬物盛多、是故並見也。經六章皆陳魚多酒旨、是萬物盛多、能備禮也。言可以告於神明、極美之言、可致頌之意、於經無所當也。

校正

(一) 文武並言者 足利本・單疏本・殿本・全書本、「文武並言者」に作る。元刊本・閩本・監本・毛本、「文武並有者」に作る。阮元「校勘記」に「閩本明監本毛本言誤有」という。

○「魚麗、六章、上三章、章四句、下三章、章二句」より「神明」に至るまで

○正義：「魚麗」の詩（を作ったの）は、当時万物が盛んで豊かで、礼を執り行うのに何不自由がないことを言祝いだものである。武王の時、天下の万物、草木は豊かにみどり、鳥獸・五穀・魚鼈など、みなそれぞれ所を得て盛んに繁栄あるいは蕃殖し、その数も多かつたので、何不足なく礼を執り行うことができたのである。礼（を行う）には財物を用いるので、どうしても財物がなければならぬ。これが「能備礼（礼に備えることができる）」ということである（注1）。また、なぜ万物が盛んになり、その数も多くすることができたかを説いているのは、文王・武王は「天保」以上の六篇の詩篇にうたわれているような燕楽の事でもって、国内諸夏「諸侯」を治め、「采薇」以下の三篇の詩でうたわれているような征伐によって、国外夷狄を治めたからである。文王はこの九篇（の詩にうたわれているようなことでもって）その内外を治めた。これが「始於憂勤（憂勤に始まり）」ということである。今、武王は文王治平の後を承けて、内外無事である、これが「終於逸樂（逸樂に終わる）」ということである。その逸樂「内外無事」に基づいて、万物が滋り生じるので、この篇「魚麗」で上の九篇の詩を承けて、「万物が盛多になり、神明に告げることができるようになったことを褒め称え」たのである。文王・武王と両王を並べていつているのは、まず、この篇から武王の詩が始まり（注2）、その武王は文王の業に基づいており、文王は内外を治めて「憂い勤め」、武王はその後を承けて（内外無事）「逸樂」に「太平を謳歌」し、それによって万物が盛んになり、豊かになって、礼を執り行うことができるようになったことを示したいがためである。それで文王・武王と並べて示しているのである。経文六章は皆魚がたくさんいて、酒も旨いことをうたっている。これが序にいう「万物盛多」で「能備礼」ということである。「可以告於神明」とは、最上の讚美であつて、頌すべきであるとの趣意である。しかし、これに当たる経文「詩本文」はない。

注

（一）禮は財を以つて用と爲す 岡白駒『毛詩補義』に「六月序云、魚麗廢則法度缺矣。夫禮以財爲用、物不足則不能備法度也。物衆多而後能備禮數。」という。

(2) 武王の詩 小雅の「鹿鳴」から「魚麗」に至るまでの詩篇で、「采薇」「出車」「杻杜」の三篇は文王の詩であり、「天保」以上は自ずから文王の詩である。「魚麗」の序文に文・武と並言しているので、「魚麗」は武王の詩である、というのが正義の考え方（小大雅譜）○「小雅自鹿鳴至於魚麗、先其文所以治内、後其武所以治外」の正義である。

○箋内謂至歌之

○正義曰、以采薇等三篇征伐、是治夷狄、故云内謂諸夏、外謂夷狄。僖二十五年左傳云、德以柔中國、刑以威四夷。詩亦見此法也。言於祭祀（校1）歌之者、言時已太平（校2）、可以作頌、頌者告神明之歌、云可以告成功之狀（校3）、陳於祭祀之事、歌作其詩、以告神明也。時雖太平、猶非政治、頌聲未興、未可以告神明。但美而欲許之、故云可以。

校正

- (1) 於祭祀 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・殿本・全書本・阮本、「於祭祀」に作る。毛本、「于祭祀」に作る。
- (2) 言時已太平 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・殿本・全書本・阮本、「言時已太平」に作る。毛本、「時以太平」に作る。阮元「校勘記」に「毛本已誤以、閩本明監本不誤。」とある。但し、「以」も「已に」の意味で用いられることがある。
- (3) 云可以告成功之狀 足利本・單疏本・元刊本・阮本・殿本・全書本、「云可以告成功之狀」に作る。閩本・監本・毛本、「謂云可以告成功之狀」に作る。阮元「校勘記」に「閩本明監本毛本云上衍謂字」とある。

○鄭箋の「内謂」から「歌之」まで

○正義：「采薇」など三篇の詩は夷狄を治めることをうたった詩であるので、「内とは諸夏を謂ひ、外とは夷狄を謂ふ」といつているのである。僖公二十五年『左傳』には、「德以柔中國、刑以威四夷（徳もて中国を柔らげ、刑もて四夷を威す）」とある。詩もまた、この法を表している。「祭祀に於いて之を歌う」というのは、この時既に世は太平であり、頌を作るべきである。頌とは神明に告げる歌であり、成功の状態を告げ、祭祀の事を陳べ、歌つてその詩を作り、神明

に告げることができるとをいう。この時、已に世は太平であるとはいっても、なおまた政治は充分には和らいではおらず、頌声もまた興つてはいないので、また神明に告げるべきではない（告げる段階ではない）。ただ美めるにとどめて、「神明に告げることについては之を許しはしたいということなので、「可以」（くしてかまわない）」と云うのである。

魚麗于留鱮鯨 魚麗に麗かるは鱮に鯨

（毛傳）麗、歷也。留、曲梁也。寡婦之笱也。鱮揚也（校1）。鯨、鮪也。太平而後、微物衆多、取之有時、用之有道、則物（校2）莫不多矣。古者不風不暴、不行火。草木不折、不操斧斤、不入山林（校3）。豺祭獸、然後殺。獮祭魚、然後漁。鷹隼擊、然後罽羅設。是以天子不合圍、諸侯不掩群、大夫不麝不卵、士不隱塞、庶人不數罟（校4）、罟必四寸、然後入澤梁（校5）。故山不童、澤不竭、鳥獸魚鼈皆得其所然。

校正

（1）鱮揚也 四部叢刊本・備要本（相臺岳氏本）『毛詩鄭箋』、閩本・監本・毛本、「鱮揚也」に作る。足利本・元刊本・阮本・殿本・全書本、『要義』（徽州本）「鱮揚也」に作る。

（2）物 四部叢刊本・備要本『毛詩鄭箋』、「物」に作る。伯「殘卷」二五七〇・同「殘卷」四九九四、「万物」に作る。

（3）草木不折、不操斧斤、不入山林 備要本（相臺岳氏本）・四部叢刊本『毛詩鄭箋』、「草木不折不操斧斤不入山林」に作る。伯「殘卷」二五七〇、「草木不折不操斤斧不入山林」に作る。伯「殘卷」四九九四、「草木不折（二字不明瞭）、斤斧不入山林」に作る。

足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本・殿本・『要義』（徽州本）、「草木不折不操斧斤不入山林」に作る。全書本、「草木不折不芟、斧斤不入山林」に作る。

また、伯二五一四「殘卷」には、「草木不折傷、不芟不槎、不入山林」に作り、他本と特に異なっている。潘重規氏は「案：芟者刈草、槎者刊木、正承草木不折傷而言、似此卷殊勝也」と評価している（『敦煌詩經卷子研究論文集』「巴黎倫敦所藏敦煌詩經卷子題記」十二）。

(4) 不數罟 足利本・元刊本・閩本・阮本・毛本・殿本・全書本・『要義』(徽州本)、「不數罟」に作る。『毛詩鄭箋』備要本・叢刊本・伯「殘卷」二五七〇、「不數罟」に作る。伯「殘卷」四九九四、「數罟」に作るのは誤刻。

(5) 然後入澤梁 『毛詩鄭箋』伯「殘卷」二五七〇、「然後乃入澤梁」に作る。

毛傳：麗とは歴「レかかること」である。罟（おゆ）「釋文」に音、柳とは曲梁で、寡婦の笱。鱮は揚である。鯨とは鮐である。世が太平となったあと、(魚や獸といった)微物が殖ふえてくる。しかし、これらをつめるのに定められた時を守り、またしかるべき道に順したがって、これらのものを用いれば、殖えないものはない。昔は風が強く吹くようにならなければ、火を放つて動物を追い込む狩をしない。草木の枝が折れ、葉が散り落ちなければ、斤斧を手にしなしいし、(斧斤をもつて)山林に入らない。豺が捕らえた獸を周りに集めあたかも祭礼を行っているような、(そのようなことが見られた後、人は)狩を行い獸を捕獲し、殺してよいのである。獺（かわらせ）が「川に入つて」魚を取り、水辺に陳列してあたかも祭を行つていのかのようにすれば、その後で人は漁をする。鷹や隼が威力を示し、鳥たちを撃殺するようになった(その時節の)後、人は羅をかけて狩をする。天子は狩獵をする時に、獲物を四方から取り囲んではいけない。諸侯は群れをなした獸を殺し尽くしてはならない。大夫は「幼い獸を捕獲せず、鳥の卵を取らない。また士は梁を作るときはただ両辺を防ぐようにするだけにして、中をさえぎつてはならならず、梁を皆おまねく隠塞（かくせ）」「敵い塞（ふさ）ぐこと」しない。庶人は目の細かい網を使わない。その罟の目は必ず四寸に限ることによつて、そこで始めてその網を澤（やな）の梁に入れることができ、(虞人は)沢梁（やなな）を設けることができる。かくして、「伐採され尽くされて」山に草木がなくなるようなことはなく、「取り尽くされて」沢に魚がいなくなるようなことがない。鳥獸魚鼈それぞれその生きる場所を得ることができるようになる。

君子有酒旨、且多 君子に酒の旨（うま）き有り、且（かつ）つ多し (鱮や鯨といった大魚があるばかりでなく) 君子には旨い酒があり、しかもたつぷりと有る

君子有酒、旨且多 君子に酒有り、旨（うま）くして且（かつ）つ多し (鱮や鯨といった大魚があるばかりでなく) 君子には酒がある。

その魚や酒はどんなもの？ 酒は旨い酒だし、魚もたくさんあるさ。

箋云、酒美而此魚又多也。

鄭箋：酒は旨いし、魚も多い。

○魚麗至且多

○正義曰、言武王之時、萬物殷盛、時捕魚者、施筍於水中、則魚麗歷於罾者、鱸鯨之大魚。非直有此大魚、又君子有酒矣。其魚酒如何、酒既旨美、且魚復衆多。魚酒多矣如是、是萬物盛多、能備禮也。

○「魚麗」より「且多」まで（この範圍は、詩本文の第一章「魚麗于罾、君子有酒、旨且多」をさす。）

○正義：武王の時、万ての物は殷盛^{みちあふ}れ、当時魚を捕る者は筍を川の中に作っておけば、罾^なに麗歴^かるのは鱸や鯨のような大きな魚。ただこのような大きな魚があるばかりではなく、君子には豊かに酒がある。その魚と酒は一体どんなもの。酒は旨いし、魚は種類も多くその量も多い。魚も酒もこのように多い。万物が豊富になり、礼を執り行うのに不足ということがない。

○傳罾曲至所然

○毛傳の「罾曲」より「所然」まで（以下の正義、長いので、分段して訳する）

○正義曰、「釋訓」云、「凡曲者爲罾」、是罾曲梁也。「釋器」曰、「嫠婦之筍謂之罾」、是寡婦之筍也。「釋訓」注郭璞引「詩傳曰罾曲梁也」。凡以簿（校1a）取魚者、名爲罾也。「釋器」注孫炎曰、「罾曲梁、其功易。故謂之寡婦之筍。」然則曲簿（校1b）也。以簿（校1c）爲魚、其功易、號之寡婦筍耳。非寡婦所作也。

校正

（一）簿 單疏本、1a・1b・1cとも「簿」に作り、閩本・監本・毛本・殿本・全書本、1a・1b・1cとも「薄」に作る。足

利本・元刊本は1aは「薄」、1b・1cは「簿」に作っている。阮元「校勘記」に「案上引爾雅注作薄、薄字是也」とあり、また意味上も、すべて「薄」に作るのがよい。但し、王世偉整理『爾雅注疏』（上海古籍出版社）巻五「釋器」の「嫠婦之筥謂之罍」郭璞注、校勘記「二七」に「按、古从竹之字往往改从艸」という。巻四、「凡曲者爲罍」郭璞注、校勘記「四四」にも「按、古文字从竹之字往往改从艸、此亦一例」とある。これに従えば、「簿」に作るのが本来の形ということになる。

○正義：『爾雅』「釋訓」に「凡そ曲なる者を罍と爲す」とあるのが、（毛傳に）「罍とは曲梁なり」とある原拠である。「釋器」に「嫠婦之筥謂之罍（嫠婦の筥、之を罍と謂ふ）」とある。罍とは「寡婦の筥」である。「釋訓」の注において、郭璞は「（毛）詩傳に罍は曲梁なり」とあるのを引いて、「おおよそ薄で魚をとるものを名付けて罍という」といつている（注1）。「釋器」の注に「孫炎曰く、罍とは曲梁で、たやすく魚を取れる。それでこれを寡婦の筥（寡婦、女手だけでも魚を）取れる筥の意」とある。だとすれば、曲薄（注2）である。薄で魚の筥を作れば、魚を容易くとれるので、これを「寡婦の筥」と号するにすぎない。寡婦が作ったもの（と言う意味）ではない。

注

- (1) 『爾雅』「釋訓」注 『爾雅』「釋訓」郭璞注に「毛詩傳曰、罍曲梁也。凡以薄爲魚筥者名爲罍」とある（阮本）。
- (2) 曲薄 幽風「七月」に「七月流火、八月萑葦（七月火流れ、八月萑葦もてす「萑葦もて曲をつくる」）の毛傳に「亂爲萑、葭爲葦、豫畜萑葦可以爲曲」とある。その孔疏に『禮記』「月令」の季春の項、「具植筥」〔籩〕筐、（植・筥）〔籩〕・筐を具ふ〕を引用し、その鄭注に「曲、薄。植、槌也」とあることから、「薄用萑葦爲之。下句言蠶之事、則萑葦爲蠶之用」という。曲とは萑葦「あし」で作った養蚕の道具。また、『史記』絳侯周勃傳に「勃以織薄曲爲生」とあり、その集解に「薄、一名曲。」「謂勃本以織蠶薄爲生業也。韋昭云、北方謂薄爲曲。許慎注淮南云、曲、葦薄也」とある。薄、曲はともに養蚕道具の「まぶし」（蚕を入れて繭を作らせるもの）。ここでは、それと同じような形の漁具のことをいうのであろう。

鱮楊者、魚有二名。「釋魚」無文。陸機『疏』云、「鱮、一名黃楊。今黃頰魚是也。似燕頭魚身（校1）、形厚而長大、頰骨正黃。魚之大而有力、解飛者。徐州人謂之楊黃頰、通語也。」「鯨、鮫」、「解魚」文。郭璞曰、「今吹沙也。」陸機『疏』云、「魚狹而小（校2）、常張口吹沙、故曰、吹沙。」

校正

（1）似燕頭魚身 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・阮本・殿本・全書本・『要義』（徽州本）、「似燕頭魚身」に作る。毛本、「似燕頭魚身」に作る。阮元「校勘記」に「毛本魚誤角」とある。毛本の誤刻。

（2）陸機疏云、魚狹而小 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「陸機疏云、魚狹而小」に作る。殿本・全書本・『要義』（徽州本）、「陸機疏云、魚狹而小」に作る。閩本・監本「陸機注云、魚狹而小」に作る。毛本、「陸機注云、魚狹而小」に作る。まず、「注」とあるのは「疏」に作るのが正しい。また陸機は陸璣に作るのがよい。但し、陸機については、『隋書』「經籍志」には『毛詩草木蟲魚疏』二卷、烏程令吳郡陸機撰とある。

鱮楊という魚には二つの呼び方がある。『爾雅』「釋魚」には載っていない。陸璣の『疏』には「鱮は一名を黃楊という。今の黃頰魚のことである。頭は燕に似ていて、体は魚、その身は厚く長く大きく、頰骨は真黄色。飛ぶことができる。徐州の人はこれを楊黃頰とよんでいて、これは徐州の通用語である。」とある。「鯨は鮫」というのは『爾雅』「解魚」にある文章。郭璞は「今の吹沙である」という。陸璣の『疏』には「その身の幅は狭く、小さい。常に口をとがらして沙を吹くので、沙吹きという」とある。

此寡婦筍而得鱮鯨之大魚、是衆多也。魚所以衆多、「傳」因推而廣之云、「太平而後微物衆多。」見此詩舉魚多、明此義也。微物尚衆多、況其著者。微物所以衆多、由取之以時、用之有道、不妄天殺、使得生養則、物莫不多矣。「古者不風不暴不行火」、言風暴、然後行火也。風暴者、謂氣寒、其風疾、其風疾、即北風、謂之涼風。北風、箋云、「寒涼之

風、病害萬物」、是也。北風、冬風之總名、自十月始則風暴、謂十月也。故「王制」云、「昆蟲未蟄、不以火田。」羅氏云「蜡則作羅襦」、鄭云「謂建亥之月、今俗放火張羅、其遺教。」是十月也。

この寡婦の筈で鱮や鯰のような大きな魚が捕れるので、衆多とはこのようなことをいう。魚が衆多である理由について、毛傳において論を広く推し進めて、「太平にして後、微物衆多なり（天下が太平であるので、微物「小さな物」が衆多「多くなる」のだ）」といっているのは、この詩が魚が多くなったことを挙げているのから判断して、このような理由を明示したのである。微物ですらなお、衆多「種類も分量も多い」のだから、ましてや著大なものはいうまでもない。微物が衆多であるわけは、これを捕獲するのは、（定められた）適切な時節に限り、これを用いる際には、（しかるべき妥当な）方法によって用い、若くて未成熟なものを妄りに殺したりしないで、それらが成長するように見守つてやる。このようにすれば多くならない物はない。「古者不風不暴、不行火（古は風ふかず暴ならずんば、火を行はず）」というのは、「風暴にして然る後火を行う」ということで、風暴なり、とは気節が寒くなり、吹く風が疾くなること、吹く風が疾いというのは北風のこと、涼風という。鄭箋に「北風とは」寒涼の風で万物に病害をもたらず」というのがこれである。（注一）

北風というのは、冬の風の総称で、自十月始則風暴（引用か。十月の始めより風は暴しくなり）、北風の吹き始めるのは十月である。なので、『禮記』「王制」に「昆蟲未蟄、不以火田（昆蟲未だ蟄せざれば、以て火田せず：昆虫がまだ穴に入って冬眠しなければ、火を放つて狩をしてはならない）」とある。『周禮』羅氏には「蜡則作羅襦（蜡なれば則ち羅襦を作る：陰曆十月になれば、羅襦を作る）」とあるが、その鄭玄注に「蜡」とは建亥の月「夏曆十月」（注二）のこととをいう。今、俗に火を放つて羅を張る：風上で火を放ち、風下に網を張つて禽獸を捕る」というが、これは（周礼）の遺教である」（注三）。十月のことである。

注

(1) 詩・邶風「北風」の鄭箋。

(2) 建亥 北斗星の斗柄が亥を建す「指す」の月。初昏の時、斗柄が亥の方角を指す月。夏正では寅の月「建寅の月、この月の初昏に斗柄が寅の方角を指す」が正月とされ、建亥の月は十月となる。

(3) 蜡則作羅襦 この蜡について、鄭玄は建亥の月、夏曆十月としているが、鄭司農「鄭衆」は十二月とする。

「草木不折不芟、斤斧不入山林。」言草木折芟、斤斧乃入山林也。草木折芟謂寒霜之勁、暴風又甚、草木枝折葉隕謂之折芟。「月令」「季秋、草木黃落。」則十月風暴、當折芟矣。言芟者蓋葉落而盡、似芟之。定本、芟作操。又云、「斧斤入山林」、無不字誤也(校1)。「然則十月而斤斧入山林(校2)。「月令」「季秋、伐薪爲炭」者、炭以時用、所伐者少耳。故未芟折可伐之也。

校正

(1) 無不字誤也 單疏本・殿本・全書本、「無不字誤也」に作る。足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「無不誤字也」に作る。阮元「校勘記」に「案浦鐘云、誤字二字當倒、是也」と云う。「無不字誤也」に作るのが正しい。

(2) 斤斧入山林 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「斤斧入山林」に作る。閩本・監本・毛本・殿本・全書本、「斧斤入山林」に作る。

「草木不折不芟、斤斧不入山林。(草木折れず芟らざれば、斤斧、山林に入らず)」とは、草木の枝が折れ、葉が散り落ちれば、斤斧をもつて山林に入る、ということである。「草木折芟」とは霜が繁く且つ厳しく降りるようになり、吹く風も激しくなるために、草木の枝が折れ、葉が落ちるようになる、これを折芟という。『禮記』「月令」に「季秋、草木黃ばみ落つ」とあるので、十月は風が強くなるので、草木の枝が折れ、葉が散り落ちるときに当たる。芟せんといっているのは、恐らく、葉が落ち尽くすと、それが芟せん「刈り取ったあと」に似ているからであろう。

「定本」に芟を操に作っており、又『斧斤入山林』に「不」の字がないのは、誤りである」と云っている。だとすれば、十月になつてから斤斧（をもつて人）は山林に入る、のである。「月令」に「季秋、薪を伐つて炭を爲る」とは、（季秋、九月に木を伐ることになり、上にいうことと齟齬するが）、炭は必要な時に限つて用いられ、伐る材木は少ないのである。（だから、季秋の九月は）まだ芟折する時期ではないが、木を伐つてかまわないのである。

「豺祭獸、然後殺」者、言豺殺獸、聚而祭其先、然後可田獵取獸也。「月令」季秋、「豺祭獸而戮禽」、雖九月始、十月猶祭也。故「夏小正」云、「十月豺祭獸」。「援神契」云、「獸蟄伏、豺食禽」。皆據十月。是以羅氏注云、「建亥之月、豺既祭獸、可施羅網、圍取禽獸。」是也。

「獺祭魚、然後漁」亦謂獺聚其魚以祭先、然後可捕魚耳。「援神契」曰、「獸蟄伏、獺祭魚」亦十月也。「王制」曰、「獺祭魚、然後虞人入澤梁。」與此一也。「月令」孟春、「獺祭魚」。則獺亦有二時祭魚。此類上文爲孟冬矣。

「豺祭獸、然後殺（豺獸を祭りて、然る後殺す）」というのは、豺が獸を殺して衆め、（食べる前に）祭を先ず行う、（そのようなことが見られた後）、（人は）その後で狩を行い獸を捕獲してよいのである。

『禮記』「月令」の季秋に、「豺祭獸而戮禽（豺獸を祭りて禽を戮す：豺が獸を殺してそれを祭を行っているように身の回りに並べ、その後で禽「獸」を殺す）」（注1）。これは九月始めのことを言っているが、十月でもなお祭るのである。というのは、「夏小正」に「十月、豺獸を祭る」（注2）とあり、「援神契」に「獸蟄伏、豺食禽。（獸蟄伏し、豺禽を食す）」（注3）とある。これらは（豺祭獸の時を）十月としている。こうした例があればこそ、『周禮』羅氏の鄭玄注に「建亥之月、豺既祭獸、可施羅網、圍取禽獸（北斗の柄、亥を建すの月「夏曆の十月」、豺既に獸を祭れば、羅網を施し、禽獸を圍み取るべし）」（注4）と言っているのである。

「獺祭魚、然後漁（獺魚を祭り、然る後漁す：獺が「川に入つて」魚を取り、水辺に陳列してあたかも祭を行っている

かのようにすれば、その後で人は漁をする」というのも獺が捕まえた魚を（食べる前に）まず聚めてあたかも先祖を祭るようなことを行う、その後で（人が）漁をしてよい、ということである。

「援神契」に「獸蟄伏し、獺魚を祭る」のも十月のことである。『禮記』「王制」に「獺魚を祭り、然る後虞人」山沢を掌る役人「沢梁に入る」とあるのもこれと同じ（十月）である。「月令」では孟春「正月」に「獺魚を祭る」とある。このように、獺が（魚を祭る）のに、十月と正月の二つの時期がある。ここは上の文で孟冬「十月」としているのに類別される。

注

(一)『禮記』には「豺乃祭獸戮禽」とある。孔疏にも二説がある。第一：豺はこの「禽」「獸」そのどちらも殺すのだが、獸は殺してからそれを陳列し、禽は殺すだけで祭はしない（陳列はしない）。第二：初めに捕らえた禽獸はどちらも殺して祭る「祭を行つているように周りに並べる」、その後で捕らえたものは殺すだけで祭らない。「獸」「禽」は互文。つまり、「祭（禽）獸、戮禽（獸）」の意、とする。

楊天宇『禮記譯注』（上海古籍出版社刊）では、禽は獸のこととし（孫希旦説）、「豺は獸を殺して周圍に陳列し、祭のようにする。その後で獸を殺して食べる」とする。竹内照夫『礼記』（明治書院刊）では「豺が自分の殺した禽獸を並べて祭をしているように見える」と訳している。

(二)『大戴禮』「夏小正」に「十月、豺祭獸。善其祭而後食之。」とある。孔廣森の補註に「月令以爲九月」という。

(三) 援神契 緯書の『孝經援神契』。「獸蟄伏、豺食禽。」の文章、この他に、『禮記』「王制」（標起止：獺祭至火田）の孔疏に「孝經緯」云「獸蟄伏、豺食禽。」則十月中也。是獺一歲再祭魚。…」とある。

(四)『周禮』羅氏注 羅氏とは「鳥ニ雅鳥ニ鳥を羅するを掌る（雅鳥和名、はしぶとがらす）」といった鳥などを羅網を用いて捕ることを職掌とする役人。」その鄭玄注に「蜡、建亥之月。此時火伏、蟄者畢矣。豺既祭獸、可以羅網、圍取禽也。…」とある。

「鷹隼撃、然後爵羅設」、鷹及隼行威、擊殺衆鳥、然後設羅以田也。案「夏小正」五月鳩化爲鷹。「月令」季夏「鷹乃學習」、孟秋「鷹乃祭鳥」。則一鷹也、仲春化爲鳩、其變從五月始、至八月當全爲鷹、與仲春相對。故司裘云、「仲秋、王乃行羽物。」注云、「此羽物小鳥鶉雀之屬、鷹所擊者。」仲秋鳩化爲鷹、順其始殺而大班賜羽物。「王制」亦云、「鳩化爲鷹而爵羅設。」故據此似八月也。但鳩化爲鷹、得在八月、言爵羅設則非八月之事。鄭云、「順其始殺」、則鷹八月始擊、十月乃甚。又文與隼連、共豺獾相對、爲十月事也。言「爵羅設」者「說文」云、「爵捕鳥網。」則是羅之別名。蓋其細密者也。

「鷹隼撃、然後爵羅設」というのは、鷹や隼が威力を示し、鳥たちを撃殺するようになった（その時節の）後、人は羅あみをかけて狩をしてよいという意味である。「夏小正」を調べてみると、五月に「鳩が化して鷹と爲る」とある（注1）。「月令」では季夏の月「六月」、「鷹乃ち學習す」「飛ぶことを学び始める」、孟秋の月「七月」、「鷹乃ち鳥を祭る」「鳥を撃殺して四面に並べる」とある。してみると、同じ鷹が仲春には鳩となり、その鳩が五月から変身し始め、八月になると全て「全身が全く鷹となるのであろう。仲春「二月」（鷹が鳩になる）のとちょうど相對している」「二と八は円環の十二支配置では相對して向かい合っている」。『周禮』司裘には「中秋、獻良裘、王乃行羽物（中秋、良裘を獻じ、王は乃ち羽物を行たま「賜ふ」とあり、その鄭司農注には、「此の羽物とは小鳥のことで、鶉や雀の類で、鷹にねらい襲むわれる者」とある。仲秋「八月」に鳩が鷹に変身し、その鷹が小鳥たちを撃殺し始めるに順って王は大いに羽物を（群吏に）班わかち賜う、のである。『禮記』「王制」にはまた、「鳩化爲鷹而爵羅設（鳩化して鷹と爲れば爵羅設く）」とある。これに拠れば（鳩が変身して鷹になるのは）八月のようである。しかし、鳩が鷹に変身する時節が八月であり得ても、「爵羅を設ける」のは八月のことではない。

鄭司農が「順其始殺」と言っていることからすれば、鷹は八月に小鳥たちを撃殺し始め、十月はそれが最も甚だしい時ということになる。またこの文で「鷹隼撃」と鷹と隼を連ねているのは、上の「豺」（祭獸）と「獾」（祭魚）と對をなすためで、「鷹隼撃」とは十月のことである。

「ここで「罽羅設く」と言っているその「罽」というのは、『説文』に「罽とは捕鳥の網」とあるので、羅の別名であり、恐らくその中で編み目が細密なものであろう。

注

(一) 鳩が鷹に変身する 「夏小正」には「五月、…鳩爲鷹」とある。

自此以上是取之以時也。既言取之以時、又說取之節度。「天子不合圍」、言天子雖田獵不得圍之、使逆、恐盡物也。大司馬云、「仲春、鼓、遂圍禁」、則四時皆圍。但不逆耳。諸侯言不掩群、大夫言不麝不卵、各舉其力之所能、以禁之耳。其實通皆不得、故「魯語」云、「獸長麝(校1)、鳥翼穀卵(校2)」、「王制」直言「不麝不卵、不殺胎、不斃夭、示人禁取麝卵。」是尊卑皆禁(校3)也。

校正

(一) 長麝天 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「長麝天」に作る。閩本・監本・毛本・殿本・全書本、「長麝麋」に作る。『國語』(四部叢刊本・四部備要本)「長麝麋」に作る。

(二) 翼穀卵 足利本・阮本、「翼穀卵」に作る。閩本・監本・毛本・殿本・全書本、「翼穀卵」に作る。元刊本、翼の後の三字欠落。單疏本、中の字、穀かどうか、判別できない。阮元「校勘記」に「案穀當是穀之假借。」という。

(三) 皆禁 足利本・單疏本・殿本・全書本・阮本・『要義』(徽州本)、「皆禁」に作る。閩本・監本・毛本、「所禁」に作る。元刊本、是の後三字、欠落。

(毛傳の文に於いて) 以上のことは、捕獲するには適切な時節があることをいっている。捕獲するのにしかるべき時節があることを述べ、さらに捕獲するのに節度が必要であることをいっている。

「天子不合圍（天子は合圍せず）」（『禮記』「王制」）というのは、天子は狩獵をするにしても、獲物を取り囲んではいけない、もし四方全て取り囲んで（獲物を捕れ）ば、すべて取り尽くしてしまうかも知れないからである（注1）。（獲物を囲むといえ）『周禮』の大司馬に「仲春、鼓、遂圍禁（仲春、鼓し、遂に禁を囲む）」（注2）とあり、春夏秋冬、四時の狩の時いつも獲物を圍むのである。（囲むことは囲むのであるが）しかし、遍く取り囲むのではない。諸侯には「不掩群（群を掩はず）：群れをなした獣を殺し尽くしてはならない」といい（注3）、大夫には「不麇、不卵（麇をとらず、卵をとらず：幼い獣を捕獲せず、鳥の卵を取らない）」といっている（注4）。しかしこれらのことは、それぞれの階層に認められている範圍を挙げて禁じているのである。実際はすべて認めないのである。というのは、『國語』「魯語」に「獸長麇天、鳥翼卵（獸は麇天を長じ、鳥は卵を翼す）」（注5）とあり、『禮記』「王制」に「不麇、不卵、不殺胎、不殀夭（麇「幼い獸」をとらず、卵「鳥の卵」をとらず、胎「孕んでいる獸」を殺さず、夭「幼い禽獸」を殀さず）」とあり、人に示して麇卵を取ることを禁じているが、これは尊卑に関わらずみな禁ずるのである。

注

（1）合圍 「天子不合圍」の「合圍」について：『曲禮』の「國君春田不圍澤、大夫不掩群、士取麇卵」の孔疏に「王制」の「天子不合圍」について触れる中で、『史記』湯立三面網而天下歸仁、亦是不合圍也。』という。合圍しない、というのは四面を網を張るのではなく、三面のみ網を張り、一面は開けておくということと解される。

（2）仲春、鼓云々 『周禮』大司馬に「仲春、：有司表貉、誓民、鼓、遂圍禁（仲春の狩獵の時、役人が表を立てた處で貉祭を行い、民衆に狩獵に関する法令を犯さないように戒め、その後で太鼓を打ち鳴らし、囲いこみ狩獵を始める）」

（3）諸侯には云々 『禮記』「王制」に「天子不合圍、諸侯不掩群」とある。

（4）大夫には云々 『禮記』「王制」では「不麇不卵」は、大夫についてのみ言っているのではない。但し、「曲禮」では「國君春田不圍澤、大夫不掩群、士不取麇卵」とあり、麇「鹿の子、広く獸の子をさす」・卵「鳥の卵」を取らないのは、士階級にしていることとなっている。

(5) 『國語』 「魯語」 上 (四部叢刊本) に「獸長麋麋、鳥翼鷩卵 (獸は麋麋を長じ、鳥は鷩卵を翼す：獸は鹿の子やなれ鹿の子を「捕らずに」成長させ、鳥はその雛や卵を「捕らずに」翼ける) ……今魚方別孕、不教魚長、又行網罟「備要本、網罟を罟に作る」、貪無斂「備要本、斂を藝に作る。別体字」也 (今、魚方に別して孕む「章昭注：雄と別れて子を懐く」に、魚をして長ぜしめず、又た網罟を行ふ、貪ること斂「斂」なし)。」とある。魯の宣公が泗水の淵に網を濫して魚を捕ろうとしたとき、臣下の里革がその網を断ち切り、妄りに魚を捕ることを諫めた。その時の理革のことは。

但急於春夏、緩其秋冬、差可爲、恐盡物、以長養之故也。若時有所須、如春薦韭卵、秋膳犢麋之屬、得取而用。正不得、故田獵以取之。下「曲禮」云、「國君春田不圍澤、大夫不掩群、士不麇不卵」、與此異者、此自天子而下、彼自諸侯而下、各爲等級、所以不同。亦推此知各禁其所能耳。國君直言春田不圍澤、不言夏者、以夏長養之時、彌不得從可知也。雖秋冬得圍之、自然不得逆也。

ただし、春夏に厳しく、秋冬には緩いというように、その爲すことに季節によつて差があるのは、物を取り尽くしてしまうことを恐れるためで、生物を養い成長させようとするからである。もし、動物を (祭祀などに) 用いる必要があるときには、例えば春に韭や卵を薦え、秋に犢「子牛」・麋「幼い獸」の類をそな膳えるような場合は (注1)、これらを捕獲して用いることができる。ちようど良く供え物としてのこれらが手元に得られないので、狩をして捕獲するのである。

下の「曲禮」には「國君春田不圍澤、大夫不掩群、士不麇不卵 (國君は春の田に沢を囲まず、大夫は群れを掩はず、士は麇をとらず卵をとらず) (注2)」とあり、此に言っていることと異なっているのは、ここは天子より下の階級のこと、彼処 (曲禮) のは諸侯より下の階級での話で、それぞれ等級があつて、異なっているのである。また、これより類推していけば、それぞれの階級がしてよいことが (時期によつて) 禁じられていることがわかる。國君はただ春の狩の時に沢を取り囲んで狩猟をしない (してはいけない) と言うだけで、夏については触れられていない。これは夏は

(動植物を) 養い育てる時節であるので、春より更にはいけないことは、自ずと知られるからである。秋冬には囲んで取ることはいよといつても、囲い尽くして(一網打尽に) 取つてはならないのである。

注

(1) 『禮記』「王制」に「庶人春薦韭、夏薦麥、秋薦黍、冬薦稻。韭以卵、麥以豚、黍以鴈(庶人は春は韭を薦め、夏は麥を薦め、秋は黍を薦め、冬は稻を薦める。韭には卵を以てし、麥には魚を以てし、黍には豚を以てし、稻には鴈を以てす)」とあり、庶人は祖先を祭る際に春には韭を供え、その時韭に卵を添える。秋には黍に豚を添えて供える。

(2) 「曲禮」國君云々 『禮記』「曲禮」に「國君春田不圍澤、大夫不掩群、士不取麇卵(國君は春田するに沢、沢：広く狩り場を指す)を囲まず、大夫は群群れている野獸を掩はず(殺し尽くさない)、士は麇卵(若い獸と鳥の卵)を取らず)」とある。

「土不隱塞」者、爲梁、止可爲防於兩邊、不得當中、皆隱塞亦爲盡物也。「庶人不摠罟(校1)」謂罟目不得摠之使小、言使小魚不得過也。『集本』摠作綬、依『爾雅』。「定本」作數、義俱通也。「罟目必四寸」、然後始得入澤梁耳。由其如此、「故山不童、澤不竭」。童者、若童子未冠者也。山無草木、若童子未冠然。草木之屬、不妄斬、則山不童也。萑蒲之類、取之以道、則澤不竭也。如是則「鳥獸魚鼈各得其所然」也。是微物衆多。然者語助。此皆似有成文、但典籍散亡、不知其出耳。

校正

(1) 不摠罟 足利本・單疏本・阮本、「不摠罟」に作る。元刊本・閩本、「不摠罟」に作る。監本・毛本・殿本・全書本、「總」に作る。

「土不隱塞」とは、梁を作るときはただ兩辺を防ぐようにするだけにして、中をさえぎってはならないということで、皆あまねく隱塞「蔽い塞ぐ」すれば、物「魚鼈等」を取り尽くしてしまうからである。

「庶人不數(擷)罟(庶人は數罟せず：庶人は目の細かい網を使わない)」（注一）とは、網の目を細かく小さくさせてはならないということ、小魚を取りすぎないようにさせるという意味合いである。『集本』に擷を縵に作っているのは、『爾雅』に基づいたもの。どちらでも意味は通ずる。定本は「數」に作る。『爾雅』「釋器」に「縵罟謂之九罟。九罟魚罔也。(縵罟 之を九罟と謂ふ。九罟は魚罔なり)」とある(注二)。

「罟の目は必ず四寸に限る」ことによつて、そこで始めてその網を澤の梁に入れることが認められ、(虞人は)沢梁を設けることができる。このように(制限)することによつて、「故山不童、澤不竭(故に山は童ならず、竭きず)：伐採され尽くされて」山に草木がなくなることはなく、「取り尽くされて」沢に魚がいなくなることがない」となる。童とは、まだ頭に冠を戴いていない童子のようであり、山に草木がないのは、童子がまた頭に冠を戴いていない様子に似ていることによる。草木の類を妄りに伐採しなければ、山は草木に蔽われる。菴蒲「荻や蒲」の類を取るのに、然るべき道を守つていれば、沢の菴蒲の類はなくなることはない。このようにすれば、「鳥獸魚鼈 各々その所得る：鳥獸魚鼈それぞれその生きる場所を得ることができるようになる。これが「微物衆多(微物 衆多なり)：「鳥獸・魚鼈等の」微物が多くなる」ということである。上の文で「然」は語助辞。以上の毛傳の文章は何か由る所のある文章のようであるが、已に典籍が散亡したために、その出所はわからない。

注

(一) 數罟 『孟子』「梁惠王」に孟子が惠王に説いたことばとして「數罟不入洿池、魚鼈不可勝食也(數罟 洿池に入らずんば、魚鼈勝つて食ふべからず：魚を取るのに池の中に細かい目の網を入れなければ、魚や鼈は食べきれないほど「多く」になりましょう)」とある。その趙岐注には「數罟、密網也。密細之網、所以捕小魚鼈也。故禁之不得用。魚不滿尺、不得食。」とある。

(二) 縵罟 幽風「九罟」の毛傳に「九罟、縵罟、小魚之網也。」とある。網目の細かい、小魚を捕る網。

○箋酒美至又多

○正義曰、言且多（校1）、文承有酒之下三章、則似酒美酒多也（校2）。而以爲魚多者、以此篇下三章、還覆上三章也。首章言旨且多、四章云物其多矣。二章云、多且旨。五章云、物其旨矣。三章言、旨且有。卒章云、物其有矣。下章皆疊上章句末之字謂之爲物若酒則人之所爲非自然之物、以此知且多且旨且有、皆是魚也。

校正

（一）言且多 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「言且多」に作る。單疏本・殿本・全書本、「旨且多」に作る。

この部分、単なる文字の異同に止まらない。經文の「君子有酒旨且多」の句切りの違い、読みの違いにも起因する。①「君子有酒、旨且多」と句切るか、あるいは②「君子有酒旨、且多」と句切るかの問題である。陸德明『經典釋文』には「君子有酒旨」絶句、「且多」此二字爲句、後章放此、異此讀則非。」と、強く②の句切りを主張している。鄭箋に基づく下の正義の説くところからすれば、②のように句切るのが妥当であろう。また、下の正義に「言且多、文承有酒之下（三章：衍字）則似酒美酒多也」といつているので、經文「君子有酒旨且多」という句は、「君子有酒、旨且多」と句切り、「君子に酒があり、その酒は旨くてしかも多い」というように読まれる、ということになる。しかし、また同じ正義においても、首章をバラフレイズしたところでは（標起止：「魚麗至且多」）「非直有此大魚、又君子有酒矣。其魚酒如何。酒既旨美且魚復衆多、魚酒多矣、如是。……」とあるので、「君子有酒、旨且多」と句切り、「旨且多」は「酒は旨いし且つ魚もまた多く、酒も魚も多い」と読んでいる。旨いと多いが酒だけが、酒と魚とにかかるかの違いはあるが、いずれにしろ、正義としては、「君子有酒、旨且多」と句切つて読みたいと考えていることが分かる。黃焯『毛詩鄭箋平議』「魚麗」に論あり。

（二）三章則酒美酒多也 足利本・元刊本、「三章則似酒多也」に作る。單疏本・閩本・監本・毛本・殿本・全書本、「三章則似酒美酒多也」に作る。阮元「校勘記」に「似下衍酒美二字」とある。またさらに「案三章二字亦衍。涉下文而誤也」という。後に続く文章「而以爲魚多者」とのつながりからみて、「似酒多也」とする阮元の主張は、足利本・元刊本にもそのように作っており、妥当である。また「三章」とあるのは、下の文に（「此篇下三章……」）と有ることから誤つて加わつたもの、衍字とみなしているのも、文脈からみれば正しい。但し、諸本にすべて「三章」とある。沈廷芳『十三經注疏正字』にも「……有酒之下」「下三章二字當衍文」

とされている。この「三章」は衍字として訳した。

○鄭箋の「酒美」より「又多」まで

○正義：「且多（しかも多い）」という句は、「有酒」の下を承けており、酒がたくさんあることを言っていると思われる。それなのに（鄭箋で）「此の魚も（又）多し」といつているのは、この詩篇の下三章が上の三章を還覆「反覆補言」していることからくる。首めの章では「旨且多（旨くて多い）」と言ひ、四章では「物其多矣（物が多い）」と云っている。二章では「多且旨（多くしかも旨い）」と、五章では「物其旨矣（物が旨い）」と云っている。三章では「旨且有（旨くてしかも有る）」と言ひ、卒りの章では「物其有矣（物が有る）」と云っている。下の章はすべて上の章の句末の字を置ねてその物がどのようなものであるかを謂っている。若し酒ならば、それは人が爲った物で、自然の物ではない。こうしたことから、「且多」「且旨」「且有」というのは、すべて魚のことについて言っていることがわかる。

魚麗于罍魴鱧 魚 罍に麗かるは魴に鱧 梁にかかった魚は魴に鱧

（毛傳）鱧、鯛也。

毛傳：鱧は鯛である。

君子有酒多、且旨 君子に酒の多き有り、且つ旨し 君子には旨い酒があり、魚も沢山ある

（君子有酒、多且旨 君子に酒有り、多くして且つ旨し 君子には酒があり、たくさん有るし、しかもおいしい。）
箋云、酒多而此魚又美也。

鄭箋：酒はたくさん有るし、魚も美味な魚だ

○傳鱧鯛

○正義曰、「釋魚」云、「鱧統」。舍人曰、「鱧名統」、郭璞曰、「鱧鯛」。徧檢諸本、或作「鱧鯉」或作「鱧統」。若作「鯛」、似與郭璞正同。若作「統」、又與舍人不異（校1）。或有本作「鱧鯉」者、定本「鱧鯛、鯛與鯉、音同。」

校正

(一) 與舍人不異 足利本・單疏本・殿本・全書本・阮本、「與舍人不異」に作る。元刊本・閩本・監本・毛本、「與舍人有異」に作る。阮元「校勘記」に「案爾雅疏即取此、正作不」とある。沈廷芳『十三經注疏正字』に「不誤有、從爾雅疏校」とある。

○毛傳の鱧、鯛について

○正義：「爾雅」『釋魚』に「鱧は鮠」とある。舍人注には「鱧名は鮠」とある。郭璞は「鱧は鯛である」という。遍く諸本を調べたところ、或る本は「鱧、鯉」に作り、或る本では「鱧、鮠」に作っている。もし「鯛」に作れば、郭璞のと正に同じのようであるし、もし「鮠」に作れば、舍人のと異ならない。また或る本に「鱧、鯽」と作っているのがある。定本に「鱧は鯛；鯛と鯉は音同じ」とある。

魚麗于罍鯉 魚やな罍かに麗かるは鯉に鯉 梁にかかった魚は鯉に鯉

(毛傳) 鯉、鮠也。

毛傳：鯉は鮠である。

君子有酒旨、且有 君子に酒の旨き有り、且つ有り 君子には旨い酒があり、魚も沢山ある

(君子有酒、旨且有 君子に酒有り、旨くして且つ有り 君子に酒があり、旨いししかもたくさん有る)

箋云、酒美而此魚又有(校一)。

校正

(一) 伯二五一四に「酒既美而此魚又有」に作り、伯二五七〇、「酒美如此魚又有」に作る。

鄭箋：酒は旨いし、魚も充分にある。

○傳鰻鮎

○正義曰、「釋魚」有「鰻、鮎」、郭璞曰、「鰻、額白魚也。」鮎別名鯢。孫炎以爲鰻鮎一魚、鱧鮎一魚。郭璞以爲鮎鱧鮎（校一）四者各爲一魚。傳文質略、未知從誰。

校正

（一）鰻鮎鱧鮎 足利本・單疏本・元刊本・監本・閩本・毛本・殿本・全書本・阮本・『要義』（徽州本）すべて異同なし。阮元「校勘記」に「案鮎當作鮎」とある。前の孫炎の文からこのように言ったもの。

○毛傳の「鰻は鮎」について

○正義：『爾雅』『釋魚』に「鰻は鮎」とある。郭璞は「鰻は今の鰻、額の白い魚である」という。鮎は別名を鯢という。孫炎は「鰻と鮎は同じ魚、鱧と鮎は同じ魚」という。郭璞は鰻・鮎・鱧・鮎の四者はそれぞれ別々な魚であるという。伝えられている関連資料は質樸簡略であるので、どの説に従うべきか判断しがたい。

*陸德明『經典釋文』に「鰻、音偃。郭云今偃、額白魚。鮎、乃兼反。江東呼鮎爲鯢、鯢音啼。又在私反。毛及前儒皆以鮎釋爲鰻、鱧爲鮎、鱧爲鯢。唯郭注爾雅是六魚名。今日驗毛解、與世不協。或恐古今名異、遂世移耳」とある。

物其多矣 物其れ多し 魚はたくさん有るし

維其嘉矣 維れ其れ嘉し しかも良い魚だ

箋云、魚既多又善（校一）。

鄭箋：魚は多いばかりでなく、良い魚だ。

物其旨矣 物其れ旨し 魚は旨いし

維其偕矣 (校2) 維れ其れ偕ひとし よく揃ひっている

箋云、魚既美又齊等 (校3)。

鄭箋：魚は見た目綺麗だし、よく揃ひっている

物其有矣 物其れ有り 魚はたくさん有るし

維其時矣 維れ其れ時なり 取れた時節も時になつている

箋云、魚既有又得其時 (校4)。

鄭箋：魚がたくさん有るばかりでなく、しかも取れた時節がちょうどかなつている

校正

(1) 魚既多又善 伯二五一四、「魚既多又善也」に作り、伯二五七〇、「魚既多而又善也」に作る。

(2) 偕 伯二五一四・伯二五七〇、「皆」に作る。

(3) 魚既美又齊等 伯二五七〇、「魚既美又齊等也」に作る。

(4) 魚既有又得其時 伯二五一四、「魚既有矣、又得其時」に作り、伯二五七〇、「魚既有又得其時也」に作る。